

各種健康保険証等廃止に伴う本人確認書類の取り扱いについて

「マイナンバー法等の一部改正法」施行により、2024年12月2日（月）以降、健康保険証とマイナンバーカードが一本化できるようになり、健康保険証は新規に発行されなくなりました。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、保険者より「資格確認書」が交付されます。

これに伴い、各種手続きにおける本人確認書類として次のとおり取り扱います。

【本人確認書類としてのご利用】

各種健康保険証	<p><2025年12月1日まで></p> <p>経過措置期間として、上記期間は、引き続き本人確認書類として利用できます。</p> <p>※経過措置期間中でも健康保険証の有効期限が到来した場合や、転職・転居等で被保険者の移動が生じた場合は、本人確認資料として利用できません。</p> <p><2025年12月2日以降></p> <p>有効期限に関わらず、本人確認書類として利用できなくなります。</p> <p>※介護保険被保険者証は、継続利用可</p>
資格確認書	<p>顔写真無しの本人確認書類として利用できます。</p>

※有効期限は、定期預金証書等作成時点での判断となることにご留意ください。（有効期限が経過している場合、本人確認資料を再度、徵求させていただきます。）

イオ信用組合